

自 旅 第 1 3 0 号
自 環 第 2 4 2 号
平成 1 1 年 1 2 月 1 3 日
国 自 旅 第 2 5 号
平成 1 7 年 4 月 2 8 日
国 自 旅 第 1 6 3 号
平成 1 8 年 9 月 1 5 日
国 自 旅 第 1 6 2 号
国 自 整 第 1 7 2 号
一部改正 平成 2 8 年 9 月 1 6 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 旅客課長

整備課長

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の
事前届出について

標記について、下記のとおり定めるので、その取扱いについて遺漏のないよう取り
計らわれない。

記

1. 事前届出書様式

別添様式例に従い、事前届出書様式を定められたい。

2. 事前届出書については、運輸支局において3に掲げる添付書類の内容が真正であるかどうかの確認を要する期間として、実施予定日の7日前までに提出させるとされたい。

3. 事前届出書には、次の各号に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、4の各号に該当することとなる場合には事業改善命令の対象となる旨説明し、必要な手続きを終了させたくえで届出を行うよう指導することとされたい。

① 既に認可を受けた自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後必要となる車庫

面積

- ② 車庫面積に余裕のない場合は、車庫配置平面図
- ③ 当該届出が増車の届出である場合（代替により新たに事業用自動車を導入する場合を含む。）には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し）
- ④ 増車する場合において、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面（運行管理体制図）

なお、当該運行管理体制図に基づき、運送事業者監査総合情報システムにより、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを確認すること。

- ⑤ 増車する予定の自動車（代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。）が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。以下同じ。）である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し

4. 届出受理後、届出書の記載事項及び3に掲げる添付書類の内容等を確認した結果、次の各号に該当する場合には、事業改善命令を発するものとする。

- ① 当該届出に係る地方運輸局長等から輸送施設の使用停止以上の行政処分を受け、当該増車実施予定日において行政処分期間が終了していない場合
- ② 配置する事業用自動車の数により義務づけられる営業所毎の常勤の有資格の運行管理者の員数が確保されていないと認められる場合
- ③ 増車する予定の自動車が中古車である場合において、道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合

附則（平成28年9月16日国自旅第162号・国自整第172号）

改正後の規定は、平成28年11月1日以降に提出される届出から適用する。

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について（平成11年12月13日付け自旅第130号・自環第242号）

改 正 後	改 正 前
<p>標記について、下記のとおり定めるので、その取扱いについて遺漏のないよう取り計らわれたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 事前届出書には、次の各号に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、4の各号に該当することとなる場合には事業改善命令の対象となる旨説明し、必要な手続きを終了させたうえで届出を行うよう指導することとされたい。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 当該届出が増車の届出である場合（代替により新たに事業用自動車を導入する場合を含む。）には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し）</p> <p>④ 増車する場合において、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面（運行管理体制図） なお、当該運行管理体制図に基づき、運送事業者監査総合情報システムにより、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを確認すること。</p> <p>⑤ 増車する予定の自動車（代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。）が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。以下同じ。）である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し</p> <p>4. (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 増車する予定の自動車が中古車である場合において、道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合</p> <p>附則（平成28年9月16日国自旅第162号・国自整第172号） 改正後の規定は、平成28年11月1日以降に提出される届出から適用する。</p>	<p>標記について、下記のとおり定めるので、その取扱いについて遺漏のないよう取り計らわれたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事前届出書様式 別添様式例に従い、事前届出書様式を定められたい。</p> <p>2. 事前届出書については、運輸支局において3に掲げる添付書類の内容が真正であるかどうかの確認を要する期間として、実施予定日の7日前までに提出させることとされたい。</p> <p>3. 事前届出書には、次に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、4の各号に該当することとなる場合には事業改善命令の対象となる旨説明し、必要な手続きを終了させたうえで届出を行うよう指導することとされたい。</p> <p>① 既に認可を受けた自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後必要となる車庫面積</p> <p>② 車庫面積に余裕のない場合は、車庫配置平面図</p> <p>③ 当該届出が増車の届出である場合には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）</p> <p>4. 届出受理後、届出書の記載事項及び3に掲げる添付書類の内容等を確認した結果、次の各号に該当する場合には、事業改善命令を発するものとする。</p> <p>① 当該届出に係る地方運輸局長等から輸送施設の使用停止以上の行政処分を受け、当該増車実施予定日において行政処分期間が終了していない場合</p> <p>② 配置する事業用自動車の数により義務づけられる営業所毎の常勤の有資格の運行管理者の員数が確保されていないと認められる場合</p>

